

指定管理者制度導入施設の令和6年度の管理状況の評価について

1 趣旨

指定管理者制度を導入した公の施設（127施設）について、それらの管理を行っている指定管理者（64者）の令和6年度における施設管理状況の評価を行い、今後の施設管理に活用するもの。

2 評価項目及び評価基準

（1）個別評価

（評価項目）

- ① サービスの維持・向上や利用促進に向けた取り組みが行われているか
- ② 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか
- ③ 適切に管理運営・危機管理を行う組織・体制となっているか

（評価基準）

- A（優） 仕様書等に定める水準を大いに上回っており、その結果、優れた実績をあげている
- B（良） 仕様書等に定める水準を上回っている
- C（可） 概ね仕様書等に定める水準どおり実施されている
- D（不可） 仕様書等に定める水準を下回っており、改善を要する部分がある

（2）総合評価

個別評価をもとに、以下の基準により総合的に評価。

（評価基準）

- A（優） 優れた管理運営がなされており、かつ、十分な実績をあげている
- B（良） 優れた管理運営がなされている
- C（可） 適正な管理運営がなされている
- D（不可） 改善が必要である

3 評価結果

総合評価について、A評価が15者（24.2%）、B評価が41者（66.1%）、C評価が6者（9.7%）となっており、D評価はないことから、全ての施設において、適正な管理運営がなされているものと考えられる。

評価結果の概要

（単位：者）

評価結果	総合評価	個別評価		
		①サービス向上・利用促進	②施設等の修繕・維持管理	③危機管理・組織体制
A評価（優）	15 (24.2%)	15 (24.6%)	4 (6.5%)	—
B評価（良）	41 (66.1%)	39 (63.9%)	50 (80.6%)	49 (79.0%)
C評価（可）	6 (9.7%)	7 (11.5%)	8 (12.9%)	13 (21.0%)
D評価（不可）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

（注）1 () 内は、各評価項目のA～D評価の構成比。

2 流域下水道（犀川左岸汚泥処理施設）は、①サービス向上・利用促進が評価対象外。

3 地震の影響で営業が出来なかった施設は評価外（健康の森、輪島エコロジーキャンプ場）

4 「③危機管理・組織体制」はB評価が上限。

(参考1) 利用者アンケートの結果

57の指定管理者（注1）において、「利用者サービス」および「施設の維持管理」の状況について、利用者アンケートを実施したところ、両項目とも「良い」、「概ね良い」を合わせた割合が95%以上となっており、利用者の視点から見ても概ね良好な管理・運営が行われたものと考えられる。

利用者アンケート結果の概要

調査項目	良い	概ね良い	やや悪い	悪い
利用者サービス	72.3%	24.6%	2.2%	0.9%
施設の維持・管理	66.1%	28.9%	3.6%	1.4%

(参考2) 指定管理者制度導入効果

制度導入前と令和6年度における「利用者数」および「実質県負担額」を比較したところ、利用者数は令和6年度能登半島地震による建物被害による営業期間短縮等の影響を受け約9万人減少（2.4%減）し、実質県負担額は光熱水費や人件費、物価の高騰等の影響を受け約19千万円増加（15.2%増）した。

制度導入効果の概要

	制度導入前 A	R6年度実績 B	増減 B-A=C	増減率 C/A
利用者数（人） (注2)	3,759,762	3,670,720	△ 89,042	△ 2.4%
実質県負担額（千円） (注3)	1,244,431	1,433,399	188,968	15.2%

（注1）利用者の利用に供さない施設（流域下水道（犀川左岸、加賀沿岸（梯川処理区）））を管理している3指定管理者及び震災の影響によりアンケートの実施ができなかった施設（健康の森、海の自然生態館、輪島エコロジーキャンプ場、能登少年自然の家）を管理している指定管理者を含まない。

（注2）制度導入後に新たに開設した施設（しいのき迎賓館、総合スポーツセンター等）や不特定多数の利用に供さない施設（流域下水道、県営住宅等）を含まない。

（注3）制度導入後に新たに開設した施設、制度導入後に廃止した施設を含まない。